

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 強制執行！

強制執行はだれがするのでしょうか？また、実際の手続はどうすればいいのでしょうか？各種の解説書やインターネット情報によると「強制執行は高度に専門的な手続だから、専門家に依頼する方がよい」と書いてあります。

一方、地方裁判所の担当者に聞くと、

「個人差があるので、はっきりとは言えないですが、（と前置きしながら）

そんなに難しいものではありません。」との答。一体どっちなのでしょう？

強制執行とはどんなものなのか、強制執行手続の流れをご紹介します。

① 公証役場へ

強制執行をするには、離婚協議書を公正証書にすることと、その公正証書に「（養育費を支払う人は）養育費の支払いが滞ったら直ちに強制執行に服する」と記載されていることが必要です。以下の1～5は公証役場での手続きです。



1. 公正証書（離婚協議書）「正本」を持って、原本を保存している公証役場へ行き、「執行文の付与」の申立てをする

2. 執行文の付与*注1

手数料：1700円

3. 公正証書の謄本の「送達」

手数料1400円+謄本1枚250円×枚数

郵便料金：50gまで1080円・100gまで1100円・150gまで1160円

4. 送達証明書交付申請

5. 送達証明書交付*注2 手数料：250円

*注1 執行文とは「債権者A（養育費を請求する人）は債務者B（養育費を支払う人）に対し、この公正証書により強制執行することができる。」などと書かれた文書のこと、公証人によって公正証書正本の末尾に付け加えられます。公正証書は執行文を付けることによって、強制執行ができる書類となります。

*注2 送達証明書とは、公正証書の謄本が債務者（養育費を支払う人）に送達されたことの証明書です。この証明書がないと強制執行ができません。

公正証書作成の日に「交付送達」（手渡しでの送達手続、単純に謄本が渡されるのとは違います）をしておけば強制執行の際の送達手続（3～5）は不要です。

「交付送達」の場合、手数料は同額ですが郵便料金はかかりません。

① 地方裁判所（民事執行センター）へ

公証役場での手続が終わったら地方裁判所（民事執行センター）へ行きます。

<地方裁判所（民事執行センター）へ持参するもの>

- ・ 執行文を付けた公正証書の正本
- ・ 送達証明書
- ・ 資格証明書（相手方勤務先の代表者事項証明書又は商業登記簿謄本）
- ・ 債権差押命令申立書（収入印紙4千円を貼付、割り印はしない）
- ・ 予納切手（500円×8、80円×10、50円×8、10円×10）

<債権差押命令申立書の内容>

- 債権差押命令申立書（表紙）， b） 当事者目録， c） 請求債権目録，
- 差押債権目録， の4点セットです。
- ～ d） をA4サイズで横書き・左綴じにしてホチキスでとめ、各ページの間に契印をした上で各ページの上部余白に捨印を押します。



申立書4点セットとは別にb） 当事者目録， c） 請求債権目録， d） 差押債権目録 の写しを各1部提出します。ホチキスどめ、押印はしません。

当事者目録（債権者・債務者・債務者勤務先代表者）、請求債権目録（養育費の内訳）、差押債権目録（給料・賞与・退職金）は記入例を参考に実情の通り記入します。

費用は収入印紙4千円、予納切手代5,300円その他に資格証明書の発行手数料1,000円などが必要です。資格証明書は最寄りの法務局で発行してくれます。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

養育費の強制執行は給料などの一部を差し押さえるという方法で行われます。回収の方法は手続が終わった後に直接相手方の勤務先と打ち合わせをします。